

京都市告示第 2 8 2 号

道路法第 1 8 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 2 4 年 1 0 月 1 9 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
渋谷山科停車場線	山科区安朱棧敷町 8 番地の 2 地先から	旧	メートル 1.60	メートル 22.00 ~ 41.50
	同町27番地の 1 地先まで	新	27.40	12.49 ~ 41.50
	立体的区域 山科区安朱棧敷町 8 番地の 2 地先から 同町27番地の 1 地先まで		22.40	10.00 ~ 15.20
小野山科停車場線	山科区安朱棧敷町 8 番地の 2 地先から	旧	1.60	22.00 ~ 41.50
	同町27番地の 1 地先まで	新	27.40	12.49 ~ 41.50
	立体的区域 山科区安朱棧敷町 8 番地の 2 地先から 同町27番地の 1 地先まで		22.40	10.00 ~ 15.20

(建設局土木管理部道路明示課)